明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○中小企業等協同組合法の一部を改正する法律（八五）　六
○金融商品取引法等の一部を改正する法律（八六）　一〇
○船員法の一部を改正する法律（八七）　一〇
○海上運送法の一部を改正する法律（八八）　一三
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（八九）　一三
○移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（九〇）　一四
〔政　令〕
○社会保障制度改革国民会議令（二二四）　一四
○社会保障制度改革推進法第十三条の政令で定める日を定める政令（二二五）　一四
〔告　示〕
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（農林水産二一七五）　一四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一四
特殊法人等
土地家屋調査士名簿登録等関係　一四
地方公共団体
解散命令、行旅死亡人、危険物を積載する車両の水底トンネルの通行の禁止又は制限関係　一四
会社その他
会社決算公告　一四

本号で公布された法令のあらまし

◇中小企業等協同組合法の一部を改正する法律（法律第八五号）（経済産業省）

1　火災共済協同組合の類型の廃止関係

中小企業等協同組合の種類から、火災共済協同組合の類型を廃止することとした。（第三条及び第九条の七の二関係）

2　事業協同組合が行う火災共済事業関係

(一)　火災共済事業に係る認可

(1)　事業協同組合は、組合員の総数は政令で定める基準を超えること、出資の総額が一、〇〇〇万円以上であることその他の要件を備えるものについては、行政庁の認可を受けて、火災共済事業であって共済契約に係る共済金額の総額が共済契約者一人につき主務省令で定める金額を超えるものを行うことができることとした。（第九条の七の二関係）

(2)　事業協同組合は、(1)の認可を受けようとするときは、火災共済規程その他主務省令で定める書面を行政庁に提出しなければならないこととしたほか、現行の火災共済協同組合の設立の認可に係るものと同様の規定を設けることとした。

(二)　火災等共済組合の組合員の資格

認可を受けて火災共済事業を行う事業協同組合（以下「火災等共済組合」という。）の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う全ての小規模の事業者又は事業協同小組合（その地区が全国にわたる火災等共済組合にあっては、これらの事業者又は事業協同小組合のうち、その定款で定める一の業種に属する事業を行うもの）とすることとした。（第八条関係）

(三)　火災等共済組合の地区等

火災等共済組合の地区は、小規模の事業者又は事業協同小組合を組合員の資格とするものは一又は二以上の都道府県の区域の全部とし、定款で定める一の業種に属する事業を行う小規模の事業者又は事業協同小組合を組合員の資格とするものは全国とすることとし、都道府県の区域を地区とする火災等共済組合の地区は、他の都道府県の区域を地区とする火災等共済組合の地区と重複するものであってはならないものとすることとしたほか、火災等共済組合に対する規制については、おおむね現行の火災共済協同組合に対する規制と同様の規制を設けることとした。（第二六条及び第二六条の二関係）

3

(一)　協同組合連合会が行う火災共済事業関係

火災共済事業に係る認可

協同組合連合会であってその会員たる組合の組合員の総数が政令で定める基準を超えること、出資の総額が一、〇〇〇万円以上であることその他の要件を備えるものについては、行政庁の認可を受けて、火災共済事業であって共済契約に係る共済金額の総額が共済契約者一人につき主務省令で定める金額を超えるものを行うことができるものとすることとした。（第九条の九第五項において準用する第九条の七の二関係）

(二)　火災等共済組合連合会の会員の資格

認可を受けて火災共済事業を行う協同組合連合会（以下「火災等共済組合連合会」という。）の会員たる資格を有する組合は、当該火災等共済組合連合会の定款で定める一の業種に属する事業を行う小規模の事業者又は事業協同小組合をその組合員たる資格を有する組合としてその定款に定めるものとすることとした。（第八条関係）

(三)　火災等共済組合連合会の地区等

火災等共済組合連合会の地区は、全国とすることとしたほか、火災等共済組合連合会に対する規制については、火災等共済組合に対する規制と同様の規制を設けることとした。（第九条の九第五項、第二五条、第二六条第二項及び第五七条の四等関係）

4

火災共済事業の再共済を行う協同組合連合会に係る改正関係

火災共済事業の再共済を行う協同組合連合会が行うことができる事業の範囲について、火災共済事業の再共済、火災共済事業の共同元受等に加え、火災共済事業を除く共済事業及び保険募集等の事業を行うことができることとしたほか、火災共済事業の再共済を行う協同組合連合会は、火災等共済組合又は火災等共済組合連合会をもって組織し全国を通じて一個とすることとした。（第九条の九及び第二六条の二関係）